

沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施取扱規程

沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要領（以下「要領」という。）の取扱規程を次のとおり定める。

（法人格）

第1条 要領第3条第1号①に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。

（所属する評価調査者等）

第2条 要領第3条第1号②に規定する「所属する評価調査者」は次のとおりとする。

- (1) 「所属する評価調査者」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の契約を結び評価業務を実施する者をいう。
なお、評価調査者は複数の評価機関には所属できないものとする。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、以下の組織を管理・統括する業務をいう。
 - ア 社会福祉法人の役員、福祉サービス事業者の長（いずれも退職者を含む）
 - イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長（いずれも退職者を含む）
 - ウ 民間企業の役員、企業内の部署を統括する監督者又は管理者（いずれも退職者を含む）
- (3) 「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - イ 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 保健分野：保健師、栄養士
- (4) 「学識経験者」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 大学・短期大学・専門学校で、社会福祉、医療、保健分野の教員、講師、助手として3年以上従事しているもの
 - イ 社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者（公認会計士、税理士、社会保険労務士等）
- (5) 「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人又は行政、民間企業の常勤職員で社会福祉、医療、保健分野において業務（指導的な業務・相談業務）を3年以上経験し、業務を通じて福祉サービス内容を熟知している者。

（養成研修修了者）

第3条 要領第3条第1号②イに規定する「県が定める評価調査者養成研修」とは、県が実施する評価調査者養成研修のほか、全国社会福祉協議会が実施した「評価調査者養成研修」又は「評価調査者指導者研修」とする。

- 2 養成研修を修了した者は評価調査者名簿へ登録される。また評価調査者として活動できる者は評価機関に所属している者に限る。
- 3 養成研修を修了した者は毎年県が主催する継続研修を受講しなければならない。

（評価調査者名簿からの削除及び再登載）

第4条 次の各号に該当する場合、県は当該評価者を評価調査者名簿から削除する。

- (1) 第三者推進委員会の調査審議により、沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要領第10条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者
- (2) 前条第3項に規定する継続研修を受講していない者

- (3) 評価者養成研修修了証の発行日から2年を超えて評価機関に所属がない者。
- (4) 当該評価者が削除を申し出た場合。
- (5) 評価調査者名簿から削除された者で再度評価調査者名簿への登録を希望する場合は、評価者養成研修を再受講するものとする。

(福祉サービス)

第5条 要領第3条第1号⑤に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法第2条に規定する事業をいう。ただし、同法第2条第2項第7号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。

2 要領第3条第1号⑤に規定する「福祉サービスを提供していないこと」とは、同一法人内で評価対象の福祉サービス事業を経営・運営していないことを言う。

(関係するサービス事業者)

第6条 要領第3条第2号①に規定する「評価調査者自らが関係するサービス事業者」とは、次の各号に掲げる事業所をいう。この場合において、「所属」とは、当該法人の代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤の形態を問わず雇用関係にあることをいう。

- (1) 評価調査者が現在所属し又は過去3年以内に所属していた法人が経営する事業所
- (2) 評価調査者が会計事務、調理業務等の受託等により運営に現在関係する又は過去3年以内に関係を有していた事業所
- (3) 評価調査者の配偶者又は3親等以内の親族が現在所属する事業所

(認証の更新申請)

第7条 要領第6条第2項に規定する「認証の更新申請」を行う場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに更新申請を行う。

(認証の取消し)

第8条 要領第10条第1項第2号に規定する「一定期間」とは、3年間とする。

2 要領第10条による認証を取り消しを受けた場合は、取消の日から5年間経過しなければ再び認証を受けることはできない。

(書面調査)

第9条 要領第11条2号①に規定する「書面調査」は、県が定める自己評価票について事業者の代表者の責任の下に事業従事者と協議しながら実施した自己評価の結果と、当該事業者の概要等を記す基本調査票の他、必要に応じて事業所の組織及び概要等を示す書類に基づきサービスの実施概況等を把握することにより行う。

(利用者調査)

第10条 要領第11条2号②に規定する「利用者調査」は、各サービス種別毎に利用者の意向を反映できる適切な方法で実施するものとし、別表に定める方法によるものとする。

2 評価機関は、利用者の状況や留意事項について事業者から十分に説明を受けた上で、利用者の負担となるような無理な調査は行わないよう配慮し、利用者のプライバシー保護に十分留意し実施するものとする。

3 利用者調査の結果は利用者個人が特定されないよう留意し、「利用者の声、意見」として事業者に伝えるものとする。

(訪問調査)

第11条 要領第11条2号-③に規定する「訪問調査」は、評価調査者が当該事業所の代表者並びに必要なに応じて代表者以外の職員に対する面接を行い、面接後に現状確認、所定の評価項目に関する状況調査を行う。

(評価結果の公表)

第12条 要領第12条第1項に規定する事業者の同意は、評価機関が事業者から書面により得るものとする。また、事業者からの同意を得るに当たっては、評価結果についての説明を行い、公表内容について十分に理解を得るものとする。

2 事業者は評価結果の説明を受ける際に、疑問点等があれば質問し十分な説明を受け評価結果を確認する。その際、事実誤認等があれば評価機関との話し合いの上で調整を行うことができる。

2 受審事業者から評価結果について公表の同意が得られない場合は、同意が得られない部分を公表しないこととし、公表を望まない旨を公表する

3 要領第12条第2項に規定する公表内容は、別に定める「福祉サービス第三者評価結果報告書」による公表基準を満たした上で、評価機関が所要の上乗せを行うことは差し支えないものとする。

4 評価結果は県並びに評価機関等のホームページで公開するとともに、評価機関、県推進組織事務局で公表書類を備え閲覧できるようにするものとする。

5 公表の期間は評価を実施した日から2年間を経過する日の属する年度末までとする。

附則

本取扱規程は、平成18年12月28日から施行する。

附則

本取扱規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本取扱規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本取扱規程は、平成28年6月28日から施行する。

附則

本取扱規程は、令和2年1月21日から施行する。

附則

本取扱規程は、令和3年3月31日から施行する。

附則

本取扱規程は、令和3年9月17日から施行する。

別表

利用者調査の実施方法、対象者等

サービス名称		調査対象	調査対象数	実施方法
高齢者	特別養護老人ホーム	本人・家族	利用者の50%以上（但し一部高齢者施設及び障害者（児）施設については利用者の30%以上聞き取り20%以上アンケート）、又は100名以上	聞き取り及びアンケート
	介護老人保健施設	本人・家族		聞き取り及びアンケート
	軽費老人ホーム	本人		アンケート
	養護老人ホーム	本人		アンケート
	老人短期入所施設	本人・家族		聞き取り及びアンケート
	通所介護	本人・家族		聞き取り及びアンケート
	訪問介護	本人・家族		聞き取り及びアンケート
福祉用具貸与	本人・家族	聞き取り又はアンケート		
児童	保育所	保護者	対象数が30名以下となる場合は30名	アンケート
	認定こども園	保護者		アンケート
	児童館	本人・保護者		アンケート
障害者・児 旧法)	知的障害者福祉工場	本人・家族	定員30名以下の場合は全数	聞き取り
	知的障害者授産施設	本人・家族		聞き取り
	知的障害者更生施設	本人・家族		聞き取り
	知的障害者小規模通所授産施設	本人		聞き取り
	身体障害者福祉工場	本人・家族		聞き取り
	身体障害者授産施設	本人・家族		聞き取り
	身体障害者更生施設	本人・家族		聞き取り
	身体障害者療護施設	本人・家族		聞き取り
	身体障害者小規模通所授産施設	本人・家族		聞き取り
	精神障害者生活訓練施設	本人・家族		アンケート
精神障害者授産施設	本人・家族	アンケート		
障害者・児 (新法)	肢体不自由児施設	本人・家族	聞き取り	聞き取り
	肢体不自由児通園施設	本人・家族		聞き取り
	重症心身障害児施設	保護者等		アンケート
	知的障害児施設	本人・家族		聞き取り
	生活介護	本人・家族		聞き取り又はアンケート
障害者・児 (新法)	障害者支援施設	本人・家族	聞き取り又はアンケート	聞き取り又はアンケート
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	本人・家族		聞き取り又はアンケート
	就労移行支援	本人・家族		聞き取り又はアンケート
	就労継続支援(A型、B型)	本人・家族		聞き取り又はアンケート
	福祉ホーム	本人・家族		聞き取り又はアンケート
その他	婦人保護施設	本人	アンケート	アンケート
	救護施設	本人		聞き取り

- (1) 実施方法については上記を基準とし、事業者と評価機関の協議により調査対象を広げたり、他の手法を併せて実施できるものとする。
- (2) 聞き取り調査は評価調査者が直接行うことを原則とするが、日常的に利用者とのコミュニケーションがある者に支援してもらうことが妥当と判断した場合は、支援を受け実施する等

柔軟に対応する。

- (3) アンケート調査は回答を直接評価機関が回収することにより行う。
- (4) 利用者調査の対象者選定は、事業者から利用者名簿の提供を受け無作為抽出し行う。抽出された調査対象者に対し評価調査者が、アンケート、聞き取りにより利用者調査を実施し、無回答、聞き取り不能等については、利用者調査の集計結果においても、同じく無回答、聞き取り不能として集計する。
- (5) 高齢者施設の一部（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所施設）及び障害者（児）施設については、利用者の30%以上は本人からの聞き取り、20%以上は家族へのアンケート調査を行う。なお、利用者の30%以上の本人からの聞き取りが困難な場合は、県と協議するものとする。